

【1】最優先協議事項（参考条文）

1 第3章 市民と市議会（議会活動の報告、市民意見を聴く機会の確保について）

- ①**北九州市議会**「議会は、必要に応じて議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。」
- ①②**新潟市議会**「議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。」
「議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。」
- ③**長野市議会**「委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。」

2 第4章 市長等と市議会（市長等からの説明、資料提供について）

- ①**北九州市議会**「議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。」
- ②**新潟市議会**「市長等は、計画、政策、施策又は事業を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。（第1号～第6号で規定）」
「市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。」
「市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとします。」
- 長野市議会**「議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。（第1号～第7号で規定）」
「議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。」

3 第5章 議会運営（質疑応答の方式について）

- ①**北九州市議会**「会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。」
- 新潟市議会**「本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択することができます。」
- 長野市議会**「議会の会議における一般質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。」
- ②**制度等検討会静政会案**「議員は、本会議及び委員会における質疑又は質問において、市民にわかりやすく論点を明確にするよう努めるものとする。」